平成２１年（フ）第１６８号
愛媛県西条市西泉乙349番地７
債務者　尾野　明輝
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１６９号
愛媛県西条市西泉乙349番地７
債務者　尾野　菊美
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１７３号
愛媛県西条市大町880番地１
債務者　徳永　千春
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１７４号
愛媛県新居浜市多喜浜４丁目５番34号、住民票上の住所京都府京都市右京区西院矢掛町21番地　シュール西院503号
債務者　近藤　優香
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１８２号
愛媛県新居浜市西原町２丁目４番122号
債務者　小野アイ子
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１８７号
愛媛県新居浜市郷３丁目２番30号
債務者　森実　清香
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２５３号
高知市長浜1368番地10、住民票上の住所高知市北川添４番11号　リビングタウン北川添Ａ―105
債務者　藤原　隆資
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４９号
高知市春野町弘岡中2260番地２、申立時の住所高知市神田250番地８
債務者　上野八千代
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７４６号
高知市五台山458番地
債務者　蒲原　豊充
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７７５号
高知市土佐山298番地
債務者　升岡　理恵
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７９９号
高知県土佐郡土佐町田井1479番地２
債務者　髙橋　美代
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８００号
高知市横浜450番地１　コーポ横浜152号
債務者　中平　和道
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８０５号
高知県南国市篠原1807番地　カレントハウスⅠ104号
債務者　岡田くるみ
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８０６号
高知県香美市土佐山田町東本町５丁目４番６号
債務者　溝渕　弘子
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８１７号
高知市瀬戸西町１丁目352番地
債務者　大利　富昭
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８５７号
高知市越前町２丁目２番24号
債務者　岡崎　修生
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７号
高知県室戸市吉良川町甲2123番地10
債務者　萩野世里美
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈832番地６
債務者　藤田　久慶
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部